

# 年金支払手続きのご案内

通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

## 1. 据置期間満了時のお手続きについて

お客さまのご希望されるお受取方法に応じてお手続きが異なります。お手続きは「年金支払開始のご案内」に記載されている提出期日までに行なってください。

なお、「円建年金移行特約」を付加しているお客さまは3ページをご確認ください。

※円建年金移行特約の付加状況は「年金支払開始のご案内」でご確認いただけます。

### 【1】年金で受取る ⇒ 年金支払請求書によるお手続きとなります(2ページをご確認ください)



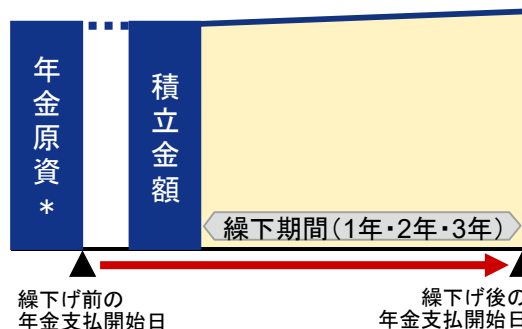
- 年金原資を元に確定年金でお受取りいただけます。
  - 年金支払期間は5・10・15・20・25・30・35・40年からお選びいただけます。
  - 年金額が、1,000米ドル/1,000豪ドルに満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金原資を保険契約者様へお支払いし、契約は消滅となります。
  - 年金円支払特約Ⅱを付加することで年金を円でお受取りいただけます。(年金支払が開始されてからの年金支払期間途中での受取通貨変更はできません)
  - 年金を円で受取る場合に限り、年1回のお受取りにかえて、年2・4・6・12回に分割してお受取りいただくことができます。また、年6回でのお受取りの場合には1か月据置いた後にお受取りいただくこともできます。
- ※1回の受取額が2万円に満たない分割受取は取扱いません。

### 【2】一括で受取る ⇒ 年金支払請求書によるお手続きとなります(2ページをご確認ください)



- 年金原資を一括でお受取りいただけます。
- 円支払特約を付加することで円でお受取りいただけます。
- 保険契約は、一括支払いしたときに消滅となります。

### 【3】年金支払開始日を繰下げる ⇒ カスタマーサービスセンターへご連絡ください



- 据置期間満了時に限り、年金支払開始日を繰下げることができます。
- 繰下げ後の年金支払開始日は、繰下げ前の年金支払開始日の1年後・2年後・3年後の応当日からお選びいただけます。
- 繰下期間満了時の受取方法は「年金受取」「一括受取」からお選びいただけます。
- 繰下期間中は特別勘定による運用は行わず、当社所定の利息を付けて、外貨で積立てます。
- 繰下期間中であってもいつでも年金支払いを開始することができます。

その他、「円建年金移行特約」を付加することで、繰下期間中に積立金額の円換算額が目標額以上となった場合、自動的に円建ての年金支払いを開始することもできます。詳しくは3ページをご確認ください。

- \* 据置期間満了時の年金原資は以下のいずれか多い金額となります。
- ・年金原資保証額
  - ・年金支払開始日前日の積立金額に契約初期費用と同額を上乗せした金額

カスタマーサービスセンター 0120-974-863 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

※商品の詳しい内容につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 2. 年金支払・一括支払のお手続き

年金支払請求(一括受取を含む)に必要な書類と手続きの流れは以下の通りです。  
必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご提出ください。

【必要書類】 お客さまのご契約状況によって異なる場合がありますので別紙「年金支払開始のご案内」でご確認ください。

- ① 年金支払請求書(本状に同封)  
別紙記入例を参考にお間違いのないようご記入ください。
- ② 年金受取人様の本人確認書類
- ③ 被保険者様の本人確認書類もしくは戸籍謄(抄)本、住民票(年金受取人様と被保険者様が異なる場合)  
戸籍謄(抄)本または住民票をご提出される場合は、発行後6か月以内の原本をご提出ください。

### 本人確認書類

以下の公的書類(有効中のものに限り)いずれかの氏名・生年月日・現住所・有効期限の記載がある部分をコピーでご提出ください。

1 運転免許証	2 パスポート
3 個人番号カード(注1)	4 国民健康保険被保険者証
5 健康保険被保険者証	6 船員保険被保険者証
7 介護保険被保険者証	8 後期高齢者医療被保険者証
9 健康保険日雇特例被保険者手帳	10 国家公務員共済組合の組合員証
11 地方公務員共済組合の組合員証	12 私立学校教職員共済制度の加入者証
13 国民年金手帳	14 児童扶養手当証書
15 特別児童扶養手当証書	16 母子健康手帳
17 身体障害者手帳	18 精神障害者保健福祉手帳
19 療育手帳	20 戦傷病者手帳
21 日本国政府の承認した外国政府または 権限ある国際機関の発行した書類(注2)	22 印鑑登録証明書(注3)
24 特別永住者証明書	23 住民基本台帳カード(注4)
	25 在留カード

注1 表面のみコピーしたものを提出。通知カードとお間違えのないようご注意ください。

注2 発行後6か月以内のものに限る。

注3 印鑑登録証明書を本人確認書類とする場合は、発行後6か月以内の原票を提出のうえ請求書自署欄横に印鑑登録証明書印の押印が必要。

注4 顔写真付に限る。

### 【お手続きの流れ】

年金支払 開始日 2週間前	お客さま	①必要書類のご提出 「年金支払開始のご案内」に記載されている期日までにご提出ください。 ご提出時期によっては、年金のお支払手続きが遅れる場合がございます。	
↓	保険会社	②「手続き完了のお知らせ」の送付 年金受取人様宛に「年金支払開始手続き完了のお知らせ」をお送りします。	
↓	保険会社	年金でお受取りの場合 ③年金のお支払い	一括でお受取りの場合 ③年金原資のお支払い
年金支払 開始日 以降	保険会社	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     「年金支払開始日」と「不備のない書類が弊社に到着した日」のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお支払いいたします。                 </div> * 年金額は年金支払開始日に決定します。 * 年金原資は年金支払開始日に決定します。 * 保険契約は消滅となります。	
	保険会社	④「年金証書」の送付 第1回の年金支払完了後、年金受取人様に「お手続き完了のお知らせ」と「年金証書」を郵送します。  * 年金証書は大切に保管してください。	④「お支払い完了のお知らせ」の送付 お支払い完了後、年金受取人様に「お支払い完了のお知らせ」を郵送します。

## 円建年金移行特約を付加している場合

※円建年金移行特約の付加状況は「年金支払開始のご案内」でご確認いただけます。

### 円建年金移行特約とは

据置期間満了時の年金原資または繰下期間中の積立金額の円換算額が目標額以上となった場合、自動的に円建ての年金に移行します。

### 【必要なお手続きと流れ】

#### ■ 年金支払請求手続きが必要です

- 据置期間満了時の年金原資の円換算額が目標額以上となった場合のために、年金支払請求手続きを全てのこの特約を付加されているお客さまにさせていただきます。
- 2ページの【必要書類】をご確認いただき、必要書類を提出期日までにご提出ください。
- お手続きでは、受取通貨は円をご指定ください。外貨でのお受取りはご選択いただけません。
- 請求手続きを受付けた後、年金受取人様宛に「手続き完了のお知らせ」をお送りします。

#### 1. 据置期間満了時の年金原資の円換算額が目標額以上となった場合

- 年金支払請求手続きでご指定いただいた受取方法でお受取りいただけます。
- 年金受取をご選択いただいた場合、年金受取人様に年金証書を送付します。
- 一括受取をご選択いただいた場合、年金原資の円換算額お支払い後、保険契約は消滅となります。
- 2ページの【お手続きの流れ】をご参照ください。

#### 2. 据置期間満了時の年金原資の円換算額が目標額を下回った場合

- 年金支払開始日を自動的に3年繰下げます。
- 繰下期間中は特別勘定による運用は行わず、当社所定の利息をつけて、外貨で積立てます。
- 繰下期間中は積立金額の円換算額を毎日計算し、目標額に届くか判定します。
- 繰下期間中、この特約を解約することで、いつでも年金支払いを開始することができます。

#### 3. 繰下期間中に積立金額の円換算額が目標額以上となった場合

- 年金支払請求手続きでご指定いただいた受取方法でお受取りいただけます。

#### 4. 繰下期間満了時までに積立金額の円換算額が目標額に届かなかった場合

- 受取方法、受取通貨を確認させていただき年金受取を開始します。

下記のお手続きは カスタマーサービスセンター へお申出ください。

- ・円建年金移行特約を付加(または解約)したい。
- ・円建年金移行特約の目標額(目標割合)を変更したい。

カスタマーサービスセンター 0120-974-863

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

※ 商品の詳しい内容につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 3. Q&A

#### 1. 提出期日までに手続きが終わらない場合はどうなりますか。

書類のご提出が遅れますと年金(または年金原資)のお支払いが遅れる場合がございます。

実際のお支払いは、以下のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内となります。

- ・年金支払開始日
- ・不備のない書類が弊社に到着した日

お早めに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

#### 2. 一括受取を希望していますがいくら受取ることができますか。

以下のいずれか多い金額をお受取りいただけます。

- ・年金原資保証額
- ・年金支払開始日前日の積立金額に契約初期費用と同額を上乗せした金額

据置期間が5年以内の場合は差益に対して源泉分離課税を徴収させていただきます。

※ 税務に関する説明は平成25年4月現在の内容で将来変更されることがあります。個別のお取扱いにつきましては、所轄の税務署にご確認ください。

#### 3. 受取通貨を選ぶことはできますか。

年金受取・一括受取ともにご契約いただいていた通貨(米ドルまたは豪ドル)か円でのお受取りをお選びいただけます。

※ 年金受取の場合、年金支払開始後の受取通貨の変更の取扱いはございません。

※ 円建年金移行特約を付加している場合は円でお受取りいただけます。

#### 4. 年金支払請求書を紛失してしまいましたが発行できますか。

はい、再発行を承ります。

ご契約者様より弊社カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

ご不明な点はカスタマーサービスセンターへお問合せください  
0120-974-863  
受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

### 個人情報のお取扱いについて

#### ■ 利用目的について

弊社は、お客さまとの取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、次の目的のために利用させていただきます。

- ① 保険契約のお引受
- ② ご契約の維持管理、保険金等のお支払い
- ③ 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供
- ④ その他保険契約に関連・付随する業務

#### ■ お客さまの個人情報の提供について

弊社では、下記の場合を除き、お客さまの同意を得ずに社外の第三者機関等に個人情報を提供しません。

- ① 法令上認められている場合
- ② 弊社の利用目的の範囲内で、保険募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 一般社団法人生命保険協会、及び同協会に加盟している生命保険各社等と生命保険事業の健全な運営のために共同利用を行う場合

#### ■ 機微(センシティブ)情報の利用目的の限定について

保健医療などに関する機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則第53条の10および第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。弊社は、これらの情報を限定されている目的以外では利用しません。

#### 個人番号(マイナンバー)のご提出について

今回のお手続きで支払調書の提出が必要なお客さまにつきましては、支払調書作成事務使用のため、後日改めて「個人番号(マイナンバー)提出のご案内」を送付させていただきます。